

ふくしま 12 市町村移住支援交通費等補助金交付要綱

別表第 3

ア. 交通費補助金 基準額（補助上限額）

（単位：円）

出発地		基準額 (補助上限額)	出発地		基準額 (補助上限額)
地方	都道府県		地方	都道府県	
北海道	北海道	24,000	近畿	大阪府	21,000
東北	青森県	12,000		京都府	20,000
	岩手県	8,000		兵庫県	21,000
	宮城県	3,000		滋賀県	20,000
	秋田県	12,000		奈良県	21,000
	山形県	2,000		和歌山県	21,000
北関東	茨城県	5,000		中国	鳥取県
	栃木県	6,000	島根県		27,000
	群馬県	11,000	岡山県		23,000
首都圏	埼玉県	8,000	広島県		25,000
	千葉県	9,000	山口県	27,000	
	東京都	8,000	四国	徳島県	27,000
神奈川県	10,000	香川県		25,000	
甲信越	山梨県	12,000		愛媛県	28,000
	新潟県	17,000	高知県	27,000	
	長野県	14,000	九州	福岡県	29,000
北陸	富山県	19,000		佐賀県	30,000
	石川県	20,000		長崎県	33,000
	福井県	21,000		熊本県	33,000
東海	愛知県	18,000		大分県	31,000
	岐阜県	18,000	宮崎県	34,000	
	静岡県	14,000	鹿児島県	36,000	
	三重県	20,000	沖縄	沖縄県	38,000

- ① 出発地の都道府県ごとに表のとおり基準額（補助上限額）を設けます。
- ② 補助対象経費が基準額以上の場合は、基準額が補助金額となります。
 (例) 補助対象経費9,500円 基準額8,000円 → 補助金額8,000円
- ③ 補助対象経費が基準額未満の場合は、その額の千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。
 (例) 補助対象経費6,700円 基準額8,000円 → 補助金額6,000円

イ. 宿泊費補助金 基準額（補助上限額）

基準額（補助上限額）2,500円

①補助対象経費（宿泊費の1/2）が基準額以上の場合は、基準額が補助金額となります。

（例）補助対象経費 4,750円（ $=9,500円 \times 1/2$ ） $>$ 基準額 2,500円
→ 補助金額 2,500円

②補助対象経費が基準額未満の場合は、その額の千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。

（例）補助対象経費 2,400円（ $=4,800円 \times 1/2$ ） $<$ 基準額 2,500円
→ 補助金額 2,000円（2,400円だが、千円未満切り捨てのため2,000円）

【共通注意事項】

注1 次に掲げるものに該当する場合は、補助対象とはならない。

- ① 旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合
- ② 自治体等が運営する移住体験住宅を利用した場合
- ③ 交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品を利用した場合や、センターや自治体等が主催する移住ツアー等に参加する場合（ただし、移住ツアー等の前後の行程で、個人で別表第一の「②補助の条件」に合致する活動を行うときは補助対象となる。）
- ④ 移住・定住を目的とした現地訪問であると認められない場合

注2 GoTo トラベルキャンペーンを利用した場合は、次の⑤及び⑥を補助対象経費から差し引く。

- ⑤ 当該キャンペーンによる割引額
- ⑥ 地域共通クーポン